

旭川市広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が発行し、又は管理する広報媒体に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報誌「こうほう旭川市民」

イ ホームページ

ウ その他広告の掲載が可能なもので市長が個別に認めるもの

(2) 広告取扱事業者 市と広報媒体による有料広告の掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結した広告代理業を営む者をいう。

(3) 広告主 有料広告の掲載をする者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 市の広報媒体に掲載する広告（ホームページにあっては、当該広告のリンク先のページを含む。）は、市の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの

(2) 業種ごとに定めのある広告に関する関係法令、告示、通達、通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの

(3) 不当景品類及び不当表示防止法第11条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの

(4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 政治性又は宗教性があるもの

(8) 個人又は団体の意見広告又は名刺広告

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) その他広報媒体の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、位置、数量及び期間は、広報媒体ごとに市長が定める。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集方法は、広報媒体ごとに市長が定める。

(広告掲載事務の取扱い)

第6条 市長は、広告の掲載に関する事務（決定及び取消しに関する事務を除く。）を広告取扱事業者に委託することができる。

2 広告取扱事業者の決定は、毎年度、適切な方法により行うものとする。

3 前項の規定により広告取扱事業者を決定したときは、市長は、当該広告取扱事業者と契約を締結するものとする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱事業者及び広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告取扱事業者及び広告主の責務)

第8条 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利得喪に係る処理が完了していることを市長

に対し保証しなければならない。

- 3 第三者から広告に関し損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者及び広告主の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の有料広告の掲載に関する契約に係るものについて適用し、同日前の有料広告の掲載に関する契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。